

学力 笑顔 人間性 健康・活気 知性・生きる力

G・E・N・K・I

いっぱい 由布市民



◆作品介绍◆

由布市立挾間中学校美術部の作品

作品のテーマ： 由布市をイメージして制作をしていただきました。

制作者： 2年生 岸 唯南さん（表紙左上）

2年生 辻生 和葉さん（表紙右上）

2年生 新藤 葉月さん（表紙右下）

2年生 佐藤 美桜さん（裏表紙）

2022（令和4）年4月1日発行

発行・編集 由布市教育委員会

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地

TEL：097-582-1177

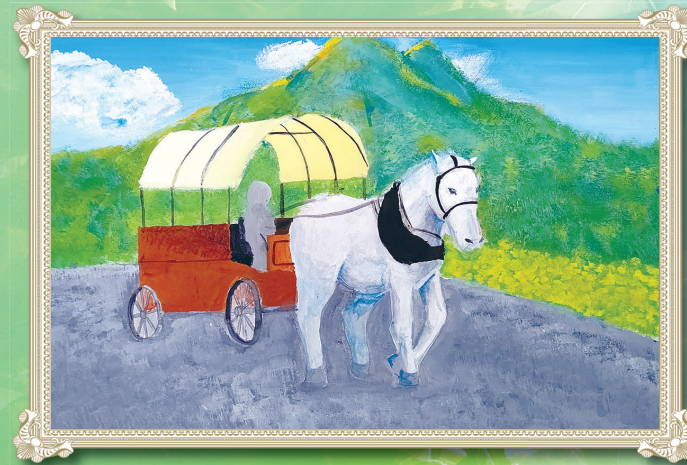
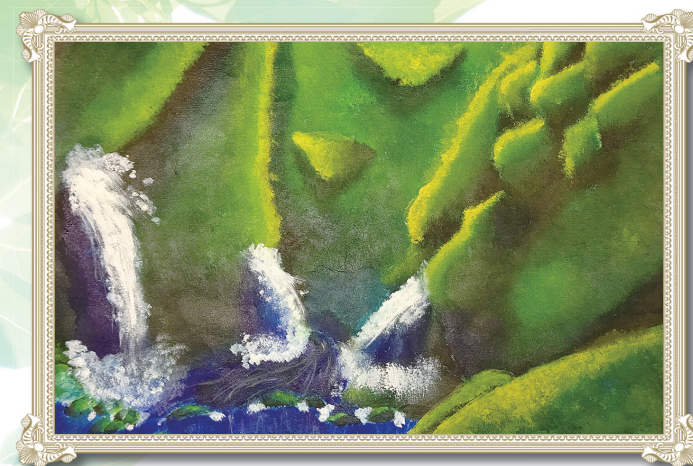
FAX：097-582-1245

第2期

由布市教育振興基本計画

G・E・N・K・I ビジョン

中間見直し



由 布 市
由布市教育委員会

はじめに

由布市教育委員会では、このたび平成31（2019）年に策定した「第2期由布市教育振興基本計画」の見直しをいたしました。

第2期由布市教育振興基本計画は、教育基本法に基づき「第2次由布市総合計画」を上位計画とし、由布市の教育のめざすべきものについて、平成31（2019）年度から令和7（2025）年度までの中長期的な目標を設定し、目標を実現するための基本的な方向性を示すものとして策定しているものです。

また、「第4次由布市社会教育振興計画」及び「第2次由布市子ども読書活動推進計画」が令和3年3月に制定されており、本計画との整合性をはかりながら、社会教育も推進していきます。

近年では、いじめや不登校、子どもの貧困問題等への対応のほか、小中学校における新学習指導要領の全面实施や、「GIGAスクール構想」によるICT環境の整備などが大きな課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症による長期間にわたる学校の臨時休業や分散登校の実施など、これまでになかった事態を経験し、新たな生活様式への対応が求められています。

このような状況において、由布市教育委員会として、内容の充実に向けて見直した本計画に基づき、教育を取巻く様々な課題に的確に対応していくことで、誰一人取り残さず、すべての子どもたちが社会の大海原で自立して生きていけるよう、また「人生100年時代」を迎えるにあたり、すべての市民が生涯学び、活躍できるよう、教育の更なる充実と発展に全力で取り組んでいきます。

最後に、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見をいただきました皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後も引き続き、由布市の子どもたちのため、由布市教育行政の推進に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2022（令和4）年4月1日

由布市教育委員会

教育長 加藤 淳一

目 次

第1部 基本理念

第1章 由布市教育振興基本計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	2
2 第2期由布市教育振興基本計画の前半期の達成状況	2
3 計画の位置づけと施策の対象範囲	3
(1) 計画の位置づけ	
(2) 施策の対象範囲	
4 計画期間	4
5 計画の推進	4
(1) 計画の推進方法	
(2) 進捗管理及び公表	
第2章 教育を取り巻く社会情勢と課題	
1 教育を取り巻く状況	4
(1) 由布市の人口の推移	
(2) 人生100年時代への移行	
(3) グローバル化の進展	
(4) 情報化・情報技術の進展	
(5) 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応	
(6) 地域コミュニティの変容	
(7) 防災意識の高まり	
第3章 由布市教育振興基本計画がめざすもの	
1 由布市教育振興基本計画がめざすもの	6
第4章 基本理念・目標	
1 基本理念	7
2 目標	7
3 由布市教育委員会の施策体系	7
(1) 構想図	
(2) 施策体系図	

第2部 基本計画

第1章 教育基盤の形成	
1 教育委員会の現状と課題	10
(1) 教育委員会	
(2) 教育委員会事務局	
第2章 生きる力をはぐくむ学校教育の推進	
3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進	
1 学校教育の現状と課題	11
2 「3つの資質・能力」の育成に向けた、 知・徳・体のバランスのとれた教育の推進	14
(1) 市・学校の教育方針の具体化	
(2) 確かな学力の向上	
(3) 豊かな心の育成	
(4) 健やかな体の育成	
(5) 幼児教育の充実	
(6) 由布市型人材育成教育の推進	
(7) 特別支援教育の充実	
(8) 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実	
(9) 時代の要請に応じた教育の推進	

3	信頼と協働による学校づくりの推進	20
	(1) 地域とともにある学校づくりの推進	
	(2) 学校職場環境づくりの推進	
4	安全・安心な教育環境と教育条件の充実	21
	(1) 学校施設の整備・充実	
	(2) ICTを活用した魅力ある教育環境の整備	
	(3) 教育条件の充実	
5	学校規模適正化	22
	(1) これまでの規模適正化の取組	
	(2) 由布市立幼稚園、小・中学校の規模及び配置の適正化基本方針	
第3章 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進		
1	社会教育の現状と課題	24
2	学びのための支援・体制づくり	24
	(1) 第4次由布市社会教育振興計画の推進	
	(2) 学びのための体制整備	
	(3) 学びのための施設整備	
	(4) 自治公民館活動の推進	
	(5) 社会教育関連団体・社会教育支援団体活動支援	
	(6) 学習情報の発信	
3	学びと活動の充実	26
	(1) 社会教育施設における学ぶ機会の充実	
	(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供	
	(3) 地域リーダーの育成	
	(4) 地域協育の推進	
	(5) 人権教育の推進	
	(6) 子どもの読書活動の推進	
4	文化の薫るふるさとづくり	27
	(1) 文化財・伝統文化の保存と継承	
	(2) 学習機会の提供	
	(3) 芸術・文化活動への支援	
第4章 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして		
1	スポーツ振興の現状と課題	29
2	方向性と取組	29
	(1) スポーツ関連施設の整備・充実	
	(2) スポーツ団体の育成	
	(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	(4) 合宿の誘致	
	(5) スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	
	(6) 競技スポーツの振興	

資料編

1	由布市教育振興基本計画策定体制図	34
2	第2期由布市教育振興基本計画策定経過	35
3	「由布市教育振興基本計画」検討委員会設置要綱	36
4	「由布市教育振興基本計画」検討委員会委員名簿	38
5	由布市教育委員会委員名簿	38
6	記録画像	38

第1部

基本理念



第1章 由布市教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急激に進展する少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICT（情報通信技術）の発達による高度情報化等、社会を取り巻く状況が大きく変化し、教育をめぐる課題も、経済的格差の拡大や、いじめや不登校への対応、体罰等の不祥事防止など、ますます複雑・多様化しています。

平成18（2006）年12月に教育基本法が改正され、時代に即した教育理念が示されるとともに、国に対しては、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「教育振興基本計画」）を策定する義務が規定されました。

本市においては、第1期由布市教育振興基本計画を策定し、この計画に基づいて、体系的かつ総合的に教育行政を展開してきました。

第2期由布市教育振興基本計画は、第2次由布市総合計画を上位計画として、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにしました。

しかしながら、今日の社会状況において教育の果たす役割の重要性が一段と高まってきていること、また地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長部局との連携強化等を図ることを目的とし、本市において教育基本法に基づく第2期由布市教育振興基本計画の見直しをすることとしました。

2 第2期由布市教育振興基本計画の前半期の達成状況

第2期由布市教育振興基本計画前半期（令和元年度から令和3年度）では、本市の教育行政を推進していくための基本的な考え方として掲げた基本理念『「G・E・N・K・I」 いっぱい由布市民』の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

また、5つの主要施策には25項目を設定し、その達成状況も参考にしながら、施策の進捗状況を検証してきました。令和元年度から令和3年度における達成状況の内部評価平均値は別表1のとおりとなっています。「目標を上回る」「ほぼ目標どおり」のものが23項目、目標を下回っているものが2項目となっています。

各施策の主な取組は確実に進められ、それぞれ一定の成果をあげている一方、計画における課題を一つ一つ見ていくと、未だ取組の成果が十分でない施策や、今後より一層推進すべき施策が存在します。基本理念の実現と更なる取組を引き続き進めていく必要があります。

このことから、計画後半期においては、基本的な考え方は第2期計画を踏襲し、基本理念は変更せずに、5つの目標を継続したうえで、これまでの施策の見直しによるこれからの充実と発展、質の向上に努めます。

さらに、社会情勢の変化等により発生した新たな課題に対応するための施策を計画に盛り込み、計画後半期も、課題解決に向けた取組を推進します。



由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価の外部評価委員による評価の様子

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価（評価平均値）

基本施策	項目（方針）	H30	R1	R2	評価平均値	
1 教育基盤の形成	I 教育委員会機能の向上	B	B	B	90	
	II 事務局機能の充実	C	B	B	86	
	III 豊かで安全・安心な環境づくり	B	A	A	96	
	IV 安全で快適な学校施設・設備の充実	A	B	A	96	
	V 学校規模適正化の推進	B	B	B	90	
2 生きる力をはぐくむ学校教育の推進	I 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進	① 「由布学」の推進	B	A	A	96
		② 確かな学力の向上	B	B	B	90
		③ 豊かな心の育成	A	B	A	96
		④ 健やかな体の育成	B	B	B	90
	II 個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進	① 特別支援教育の充実	A	B	A	96
		② 生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実	A	B	B	93
		③ 幼児教育の充実	A	B	C	90
		④ 時代の要請に応じた教育の充実	B	B	B	90
		⑤ 連携型中高一貫教育の推進	B	B	B	90
	III 信頼と協働による学校づくりの推進	① 開かれた学校づくりの推進	B	B	B	90
② 信頼される学校づくりの推進		B	B	B	90	
3 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	I 学びのための支援・体制づくり	B	B	B	90	
	II 学びと活動の充実	B	A	B	93	
	III 文化の薫るふるさとづくり	B	B	A	93	
4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	I スポーツ関連施設の整備・充実	B	B	B	90	
	II 団体及び指導者の育成	B	B	B	90	
	III スポーツ・レクリエーション活動の推進	B	B	B	90	
	IV 合宿の誘致	B	B	B	90	
	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	B	B	C	86	
	VI 競技スポーツの推進	A	A	B	96	

各年内部評価については以下のとおりとして、平均値を出しました。

目標を上回る……………A（100）

ほぼ目標どおり……………B（90）

やや目標を下回る……………C（80）

目標を大幅に下回る……………D（60）

※基本施策に対する項目（方針）は令和2年度教育方針に基づくもので平成30年度・令和元年度の項目（方針）で変更のあったものは同趣旨の項目（方針）に集計しました。

3 計画の位置づけと施策の対象範囲

（1）計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、由布市における教育の振興のための施策に関する基本的な施策として位置づけます。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 施策の対象範囲

本計画における施策の範囲は、教育委員会が所管する教育施策を対象とします。

なお、他の部局が所管する施策で本計画に関係するものについては、関係部局と連携して推進します。

4 計画期間

本計画は、令和元（2019）年度から令和七（2025）年度までの7年間を計画期間としていましたが、令和元年度からおおむね3年を目途に取組の検証・評価を行い、令和三（2021）年度中に見直しをすることとし、令和四年度から取り組みます。

なお、国の教育に関する施策の変更等、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

5 計画の推進

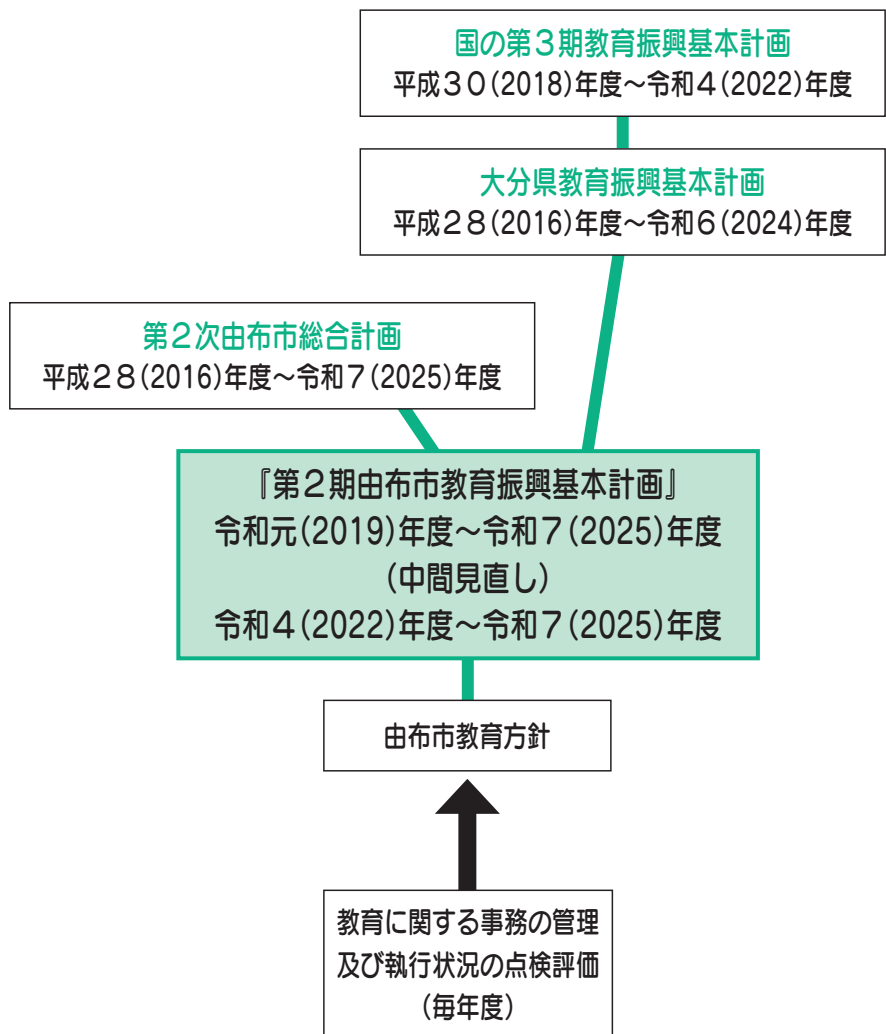
(1) 計画の推進方法

本計画については第2部に掲げる「基本計画」に基づいて、毎年具体化を図るための取組を決定し、その推進を図るものとします。

(2) 進捗管理及び公表

第2部に掲げる「基本計画」及びその具体化を図るための取組の進捗管理及び達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「点検評価」を行い、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすものとします。

また、達成状況については、当該年度終了後、教育委員会による点検及び評価を行い、議会へ公表するとともに、市民に公表するものとします。



第2章 教育を取り巻く社会情勢と課題

1 教育を取り巻く状況

(1) 由布市の人口の推移

令和2年度国勢調査の結果から、令和2（2020）年10月1日現在における我が国の人口は1億2千622人となっており、前回調査の平成27（2015）年に比べ、人口は86万8千人減少しています。

これまでの、5年ごとの人口増減率の推移をみると、1945年～1950年はいわゆる第1次ベビー

ブーム等により 15.3%と高い増加率となりましたが、その後は出生率の低下に伴って増加幅が縮小し、1955年～1960年には4.7%となりました。その後、第2次ベビーブームにより、1970年～1975年には7.0%と増加幅が拡大したものの、1975年～1980年には4.6%と増加幅が再び縮小に転じました。2010年～2015年には0.8%減と、1920年の調査開始以来、初めての人口減少となり、2015年～2020年には0.7%減（年平均0.14%減）と引き続き人口減少となっています。

今回の国勢調査で、大分県の人口は112万4千597人で、前回調査から4万1千741人減っており、減少率は3.57%となっています。また、由布市の人口は3万2千787人で、前回調査から1千475人減っており、減少率は4.30%となっています。この結果から、由布市は、県の平均値より人口減が加速していることがわかります。

こうした人口構成の変化が社会や市民の生活に与える影響を踏まえると、児童生徒や働き盛りの世代の人々、そして高齢者がそれぞれの能力を生かし、力を合わせて、豊かで安心して暮らせる地域や社会を次世代に引き継ぐことができるよう環境の整備に努めることが重要となります。

(2) 人生100年時代への移行

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代を迎えつつあります。こうしたライフサイクルの中では、若年層において、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性の涵養」といった資質・能力を身に付けることに加え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

本市においても、子どもたちの「学びに向かう力」を育む教育活動の充実とともに、全世代の市民が、生涯にわたって図書館の活用や、文化・歴史・スポーツに親しむなど、人生を豊かにする生涯学習に取り組み、その成果を適切に生かすことのできる環境づくりを推進していく必要があります。

(3) グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境対策、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大する中、こうした課題を解決するため、平成27（2015）年に国連で開かれたサミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」を目標に掲げ、各国に取組を求めています。その中で「持続可能な社会の創り手を育成する」教育の役割が注目されており、日本が抱える社会問題や地球規模の課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で臆することなく意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要なコミュニケーション力等を育成していくことが重要です。

本市においては、これまで外国語指導体制の強化を図ると共に、英語の4技能「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」のバランスのとれた授業改善を進めており、引き続き、グローバルに活躍できる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

また、外国籍の子ども等に対しては、引き続き、小中学校への日本語及び教科の学習支援や相談支援を行うほか、保護者への学ぶ機会の提供などに取り組んでいく必要があります。

(4) 情報化・情報技術の進展

スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器等の普及に伴い、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあります。しかし、児童生徒のICTの活用状況については、学校の授業での利用時間が短く、学校外では多様な用途で利用しているもののSNS等に偏っている傾向にあることがわかっています。

本市においては、子どもたちの未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するため、児童生徒の学力向上に取り組むとともに、国の「GIGAスクール構想」等を踏まえ、より一層ICTの授業への活用を進める必要があります。

(5) 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応

令和2年3月から、全国において「新型コロナウイルス感染症」により、学校が臨時休業となる等、今後においても感染症に対し長期的な対応が求められる中、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及び拡大のリスクを可能な限り低減した学校運営を継続していく必要があります。

本市においても、各学校に消毒液等の感染症予防に係る物品の配備を進めるほか、ICT環境の活用等を含めた新たな学校教育の在り方について検討を進めていく必要があります。

また、これまでに経験したことがないこのような状況の中で、教育委員会と学校とはこれまで以上に一体となり、様々な課題によりスピーディーに対応していくことが必要となっています。

教育施設の利用に関して、感染防止対策を徹底し、安心安全な利用に努めるとともに、新型コロナウイルスとの共存を前提に「新しい生活様式」実践例を参考に徹底した感染防止対策を講じます。

(6) 地域コミュニティの変容

近年、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。そうした状況の中、学校と地域が共に、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。

(7) 防災意識の高まり

平成28(2016)年4月の熊本地震においては、熊本県と大分県で地震が相次いで発生し、特に4月16日に発生した地震は由布市へも大きな被害をもたらしました。

地震だけでなく、令和2年7月豪雨や、台風等による風水害も度々発生しています。災害に備えて、日ごろから防災意識を高めるとともに、地域や家庭での安全を確保し、「命」を守るための行動を主体的にとることが求められています。

また、教育施設は、地域社会の将来を担う人材を育てる場所ですが、防災・保育・地域の交流の場としても利用され、各地域コミュニティの核としての性格を有しています。施設の維持管理については、長期的な視点を持ち、教育施設の改修・改築等の長寿命化を総合的かつ計画的に行う事に努めます。

第3章 由布市教育振興基本計画がめざすもの

1 由布市教育振興基本計画がめざすもの

第2章で述べた教育を取り巻く現状や、これまで本市が進めてきた取り組みや課題をふまえつつ、次の3点を由布市教育振興基本計画のめざすものとしします。

- ① 「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指し、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ② 子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう、安全対策やいじめの未然防止、貧困対策など学びのセーフティーネットを構築するとともに、老朽化した学校施設の更新など教育環境を充実させます。
- ③ 一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育及びスポーツ活動を推進します。

これらの3点を着実に進め、由布市教育振興基本計画の実現を図るため、令和4（2022）年度を始期とする令和7（2025）年度までの教育目標を定めます。

これらの3点の目標に加え、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むため、これからの教育の方向性も踏まえ、この計画を策定することとします。

第4章 基本理念・目標

1 基本理念

由布市教育委員会は第1期由布市教育振興基本計画（『G・E・N・K・I』ビジョン）基本理念を、第2期計画でも引き続いて基本理念とします。

「G・E・N・K・I」は、「学力・笑顔・人間性・健康・活気・知性・生きる力」から頭文字などをそれぞれとっています。これら7つの言葉を基本とした教育施策を行い、元気いっぱいな由布市民を創りあげていきます。

この基本理念により、本計画の通称「『G・E・N・K・I』ビジョン」がつけられています。

2 目標

- G……学力（Gakuryoku）の向上
- E……笑顔（Egao）が絶えない由布市民に
- N……豊かな人間性（Ningensei）の育成
- K……健康（Kenkou）で活気（Kakki）あふれる地域社会の形成
- I……知性（Intelligence）や生きる力（Ikiruchikara）の育成

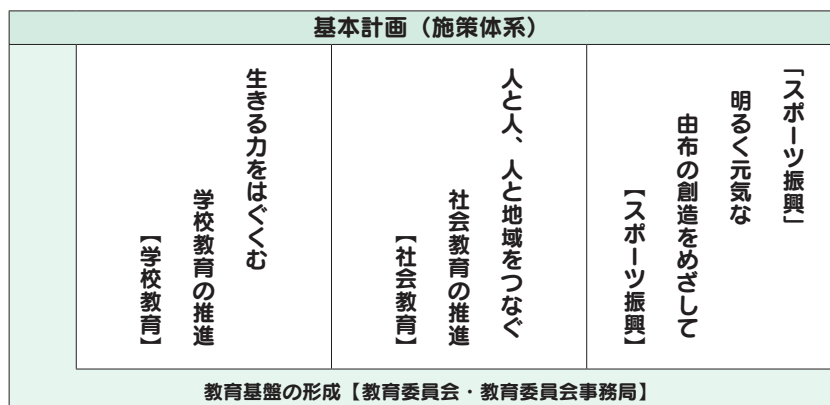
由布市の将来を見据え、本市が目指す人間像、未来の担い手として、輝き続ける人の育成に向け、市民一人ひとりが、生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長し、新たな価値を生み出し、輝き続ける力を育成することを目標とします。

3 由布市教育委員会の施策体系

（1）構想図

第2期由布市教育振興基本計画「G・E・N・K・Iビジョン」

《由布市教育委員会の基本理念》
G・E・N・K・I いっぱい由布市民



(2) 施策体系図

基本施策	項目	
1 教育基盤の形成	Ⅰ 教育委員会機能の向上	
	Ⅱ 事務局機能の充実	
2 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」	Ⅰ 3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進	① 確かな学力の向上 ② 豊かな心の育成 ③ 健やかな体の育成 ④ 幼児教育の充実 ⑤ 由布市型人材育成教育の推進 ⑥ 特別支援教育の充実 ⑦ 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実 ⑧ 時代の要請に応じた教育の推進
	Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進	① 地域とともにある学校づくりの推進
		② 学校職場環境づくりの推進
	Ⅲ 安全・安心な教育環境と教育条件の充実	
	Ⅳ 安全で快適な教育環境の充実	
3 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	Ⅰ 学びのための支援・体制づくり	
	Ⅱ 学びと活動の充実	
	Ⅲ 文化の薫るふるさとづくり	
4 「スポーツ振興」 明るく元気な由布の創造をめざして	Ⅰ スポーツ関連施設の整備・充実	
	Ⅱ スポーツ団体の育成	
	Ⅲ スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	Ⅳ 合宿の誘致	
	Ⅴ スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	
	Ⅵ 競技スポーツの振興	

第2部

基本計画



第1章 教育基盤の形成

1 教育委員会の現状と課題

(1) 教育委員会

本市の教育委員会は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する男女、計5名の委員が議会の同意を得て、任命権者である市長より任命され、教育に関する行政事務を管理執行する独立行政委員会として組織されています。

委員会運営については近年の社会情勢を反映し、課題が増加しているため、月一回の定例会に加えて臨時会が適宜開催され、迅速な審議・意思決定に努めています。

今後も引き続き委員の任命には、地方分権の推進や社会情勢の更なる変化に対応するために、広範囲な年齢層から様々な意見を求めることを目的として、地域における特色ある教育づくりに向けた市民の積極的な活用が求められています。

教育委員の活動として、現場の実情の把握及び情報収集を図るため、毎年行っている学校をはじめとする所管施設への訪問を充実させます。また、各種会議や研修に積極的に出席し、研鑽に努めます。さらに、本計画を基本として毎年度の教育方針を明らかにするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められている効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について、学識経験者の知見を活用して点検・評価を引き続き行います。その結果を議会に報告し、市民に公表することにより透明性を向上させるとともに、教育行政に係る事務・事業の効率化に活用します。

(2) 教育委員会事務局

教育委員会の事務局には、指導主事、社会教育主事、事務職員、その他の所要の職員が教育委員会の任命により配属されており、最小の経費で最大の効果を上げるように、常にその組織及び運営の合理化に努めることとされています。

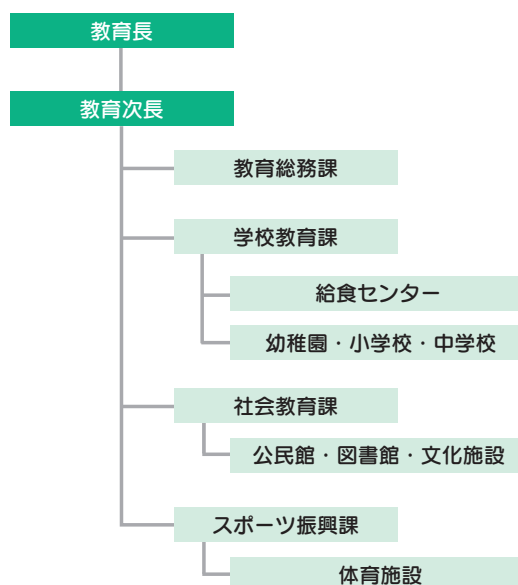
教育委員会事務局の実務として、教育施策を実現するために、国や県、他の部局や関係機関と調整を図りながら事業を実施するとともに、常に市民と接している学校や社会・スポーツ施設等に対し、調整・指導等を行ってまいります。

教育委員会の事務局機構（図1）は、教育委員会の運営や事務局の統括業務、教育関係施設の業務を行う「教育総務課」、学校教育全般を担い、学校経営の支援・管理、連携型中高一貫教育の推進、および学校給食を担う学校給食センターを所管する「学校教育課」、社会教育全般を担い、生涯学習や文化の振興、公民館の管理、運営を行う「社会教育課」、社会体育の振興を図り、体育施設の管理、運営を行う「スポーツ振興課」を置き、各課の役割を明確にしています。

本市の組織体制の課題として、責任の所在が明確であること、市民にわかりやすく簡素で効率的であること、多様化している市民ニーズに迅速に対応できること、が求められています。

しかしながら、近年、市民ニーズが時代の変化に伴い多様化してきたことから、業務が関連部局と重複したり、所管が不明確であったりするなど、市民にとってわかりにくい問題も生じています。

そのため、今後、本基本計画の策定をもとに、本市の教育施策に基づいた事業を効果的・効率的に展開するために、事業の見直しとともに、事務分担や組織体制の見直しを行ってまいります。



(図1) 事務局機構図

第2章 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進

1 学校教育の現状と課題

学習指導要領の改訂が行われ、小・中学校で全面実施されています。今回の改訂のポイントは、2030年の社会と、さらにその先の豊かな未来を築くために、子どもたちに必要な資質・能力をどう育成していくのかという点に置かれています。急激に変化する社会の中で、先行き不透明な「予測困難な時代」を生きていかなければならない児童生徒にとって、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができるようにすることが必要となります。

そのために、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の2つの学びの視点が示されています。それぞれの学びを充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていく必要があります。

そこで今回の見直しでは、教育活動全てにおいて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実施し、「3つの資質・能力」の育成を目指します。

育成を目指す資質・能力の項目と取組内容は、以下のようになります。

- ① **生きて働く「知識及び技能」の習得**
 - ・ 知識・技能の習得と活用に向けた単元計画の整理
 - ・ 知識・技能を定着させるための主体的な再現活動^{※1}
- ② **未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成**
 - ・ 教育活動全体を通じた主体的・対話的で深い学びの推進
 - ・ 教科等横断的な教育課程^{※2}の実施
- ③ **学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養**
 - ・ 課題解決の過程を通じた学びに向かう力の育成
 - ・ 生き方や地域社会とのつながりを求める学びの設定

具体的には、これまで中心的に取り組んできた知・徳・体それぞれの内容において、育成すべき「3つの資質・能力」を明確にするとともに、育成のための方策を講じていきます。

また、支援や配慮を必要とする児童生徒への対応、働き方改革の観点からの効果的な支援、教職員の研修機会の充実、学校・家庭・地域との連携の強化等、総合的な取組が求められています。

さらに、年々減少する児童生徒数への対応は由布市全体の喫緊の課題でもあります。由布市の将来を担い、世界で活躍できるグローバルな人材となり得る児童生徒を育成していくためには、学校教育における一貫した教育内容を確立し、特色ある教育活動を実践していく必要があります。

※1 習得した知識や技能を、授業や家庭学習などで繰り返し再現してみる活動

※2 国語や社会、また総合的な学習など複数の教科を組み合わせた学習計画

3つの資質・能力の育成をはじめとした、新たな学習指導要領のねらいを具現化するために、次の10の重点取組を推進します。

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 由布市型人材育成教育の推進
- ⑥ 特別支援教育の充実
- ⑦ 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実
- ⑧ 時代の要請に応じた教育の推進
- ⑨ 地域とともにある学校づくりの推進
- ⑩ 学校職場環境づくりの推進

それぞれの取組における現状と課題は、以下のようになります。

① 確かな学力の向上

学習指導要領の改訂に伴い、身に付けるべき知識・技能も、事実的な知識・技能^{※3}に加え、それらを活用した概念的な知識・技能^{※4}の習得を目指していかなければなりません。

さらに、「思考力、判断力、表現力等」や「学びに向かう力、人間性等」の育成には、学習過程の工夫や地域社会とのつながりが重要となります。そのためには、ICTの活用等による学習の基盤となる資質・能力の育成や、多様な児童生徒一人ひとりの興味・関心等に応じ、意欲を高め、やりたいことを深められる学びの提供が求められています。その実現に向けて、教職員が入れ替わっても、取組が継続できるようなPDCAサイクルを伴った研修体制づくりが大切です。

② 豊かな心の育成

生活や学びにわたる課題の早期解決等による安全・安心な学びの場づくりが不可欠となっています。そのためには、良好なコミュニケーションと豊かな人権感覚及び高い規範意識が欠かせません。それを支える「特別の教科 道徳」の授業と評価の研究や「人権・部落差別解消推進教育」の充実、さらに読書習慣の確立などが大切です。また、Q-U調査^{※5}等の客観的なデータや人間関係づくりプログラム^{※6}を活用した学級づくりを推進していく必要があります。

③ 健やかな体の育成

子どもたちの健やかな体の育成には、子どもたち自ら健康を目指していく意識のもと、運動量の確保やバランスのとれた食生活、加えて睡眠時間の確保のための規則正しい生活習慣の確立などが望まれます。園や学校だけでなく様々な機関や家庭が連携し、健康教育・食育・学校体育の推進を図っていく必要があります。

④ 幼児教育の充実

小学校との円滑な接続、園教育の質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い保育の提供が求められています。そのためにも、身近な環境に主体的に関わり、様々な活動を楽しむ中で、達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる環境づくりを更に推進していく必要があります。

※3 それぞれの授業の中で、習得を目指す知識・技能

※4 単元の学習の中で、事実的な知識・技能を連動して考えさせることにより、多様な場面で活用できるようになった知識・技能

※5 子どもの学級における満足度や生活意欲等をアンケートによって調べるもので、年2回全ての小中学校で行っている

※6 よりよい人間関係づくりを目指して、ホームルーム等で行うソーシャルスキルトレーニング

⑤ 由布市型人材育成教育の推進

由布高校への進学希望者の確保については、これまで連携型中高一貫教育として取り組んできました。しかし、今後は由布市の将来を担う人材育成教育として、幼稚園・小学校・中学校・由布高校の13年間を見通した、体系的な教育が必要となっています。具体的な取組として、「校種間連携」「情報発信力の育成」「語学力の育成」を掲げ、取組を強化します。

今後、由布高校での学びが13年間の集大成となるように、連携した取組を更に推進していく必要があります。

⑥ 特別支援教育の充実

障害者差別解消法^{※7}の施行や由布市における5歳児健康診査^{※8}の導入に伴い、特別支援教育に対する啓発の機会が増え、全市的に特別支援教育についての認識は高まってきました。今後とも、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実が求められています。全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念が構築され、全ての子どもたちが適切な教育を受けられるように、教職員研修を進めるとともに、環境整備に努めていく必要があります。

⑦ 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実

生徒指導事案、いじめ・不登校事案の背景には、子どもの心の不安定さや家庭環境の苦しさ等様々な要因が考えられます。そして、その対応は園や学校だけでは困難です。由布市では、「由布市学校子ども支援センター」を中心として、行政や専門機関・専門員が連携して支援にあたっています。年々増加傾向にある諸事案の解決に向け、更なる連携を推進していく必要があります。

⑧ 時代の要請に応じた教育の推進

新学習指導要領では30年後の社会を想定し、そこで生き抜く子どもたちに必要な資質・能力の育成を目指しています。それに伴い、情報教育をはじめとする新しい教育への対応が不可欠です。また、多様化する社会の現状をふまえ、個に応じた子どもの支援もますます重要視されます。特に、教職員による対面指導や子ども同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まっています。ICTを活用しながら協働的な学習を実現化し、多様な他者とともに、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することが大切です。そのためにもGIGAスクール構想を最大限に生かし、教職員が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなすことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上させていく必要があります。

⑨ 地域とともにある学校づくりの推進

信頼と協働による学校づくりを推進していくためには、保護者や地域と様々な情報を共有することが大切です。学校の情報を広く発信するとともに、積極的に学校の様子を公開することを通して、学校の取組への理解を促進していく必要があります。また、保護者や地域とともに、成果と課題を整理し、学校の教育目標を達成していくことが求められています。今後もコミュニティ・スクール^{※9}を核とした地域協働型の学校運営を更に推進していく必要があります。

⑩ 学校職場環境づくりの推進

多様化する児童生徒への対応や部活動の指導など、教職員は多忙を極めています。これに対して、スクールソーシャルワーカーなどの専門家による支援や部活動指導員の活用などの対応を行ってきました。しかし、教職員の超過勤務時間は増加の傾向にあります。今後も働き方改革の視点から、ICT及び外部人材の活用や校務支援システムの導入など、具体的な対策が急務となっています。

※7 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け制定された法律

※8 発達障害等の特性に対する支援のため、5歳の子どもを対象に行われる健康診査

※9 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち、学校運営や基本方針等を承認したり意見を述べたりできる学校運営協議会を設置した学校であり、市内全小中学校が指定されている

2 「3つの資質・能力」の育成に向けた、知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

(1) 市・学校の教育方針の具体化

① 「由布市教育委員会の教育方針」の推進

本基本計画及び単年度毎の具体的施策や重点施策を策定し、由布市として教育目標の達成に向けて、全学校・園で組織的に取り組んでいきます。由布市教育委員会の教育方針、スローガン、構想図を作成し、全学校・園で方針に沿って教育を推進します。

② 特色ある学校教育の推進

教育委員会の教育方針のもと、各学校の実態に基づき、教育目標を具体的に掲げ、達成に向けての取組を明確にし、市として3つの資質・能力を意識した子ども像を設定します。

資質・能力	資質能力を意識した、目指す子ども像
「知識及び技能」の習得	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決のために必要な、知識・技能を主体的に身に付けようとする子ども 得た知識・技能を整理分類し、活用できるようにしようとする子ども 得た知識・技能を再現し、定着させようとする子ども
「思考力、判断力、表現力等」の育成	<ul style="list-style-type: none"> 直面している現象と既有知識との比較や関係づけを行う子ども 課題解決の見通しをもとにして、多様な価値観を認めながら、必要な情報を選択する子ども 課題解決の過程で生まれる、思考の変化や到達したゴールを様々な手段で伝え合う子ども
「学びに向かう力、人間性等」の涵養	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとに学び、ふるさとと自己の未来を考えることができる子ども 教科における学習や生活から生まれる課題を課題解決の過程を通して、他者と協力して取り組む子ども 学びを自分の生き方や社会の改善に生かしていこうとする子ども 失敗をおそれず、目的の達成に向けて取り組む子ども

子ども像の設定後は、その実現に向け学校も教育目標を設定し、由布市が統一した取組を行います。各学校ではその取組状況を把握するため、校長が作成したグランドデザインのもと学校評価を行います。具体的には、取組の進捗状況を自分たちで確認するため、学期ごとに重点目標をもとにした取組指標の達成状況を確認します（自己評価）。さらに、学校運営協議会委員に学校関係者評価^{※10}を行ってもらい、取組の改善を図ります。

(2) 【3つの資質・能力の育成に向けた学力向上の取組】・・・確かな学力の向上

① 基礎・基本の徹底と主体的で対話的で深い学びの実現

ア 新学習指導要領の確実な実施

イ 新大分スタンダードを意識した単元構想による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 学びを実感するための「めあて」と「振り返り」が明確な授業実践
- ・ 付けたい力を明確にした「ねらい」と「評価」が示された授業実践

ウ 組織的な授業改善の取組

- ・ 授業力向上アドバイザー、小学校教科担任制推進のための専科教員や指導教諭^{※11}による授業改善に向けた授業観察等の指導・支援
- ・ 国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策
- ・ 児童生徒の視点による授業評価の実施

※10 学校の教育目標の達成状況を自己評価したものを、学校が地域の民生委員や自治委員等の関係者に評価してもらうもの

※11 授業力向上アドバイザー＝若手教員の授業力の向上を目指し、授業観察、校内研修の講師等を行う教員
小学校教科担任制推進のための専科教員＝自校の小学校教科担任制の推進のため、授業公開や取組の紹介を行う教員

教員指導教諭＝主として勤務校の授業改善や校内研究体制の推進のため、指導を行う教員

(3) 【3つの資質・能力の育成に向けた心の教育の取組】・・・豊かな心の育成

① 「特別の教科 道徳」の充実

- ア 「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実
 - ・ 考え、議論する道徳の授業の実践
 - ・ 一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実
- イ 体験活動の推進
 - ・ 職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進

② 豊かな人権感覚の育成

- ア 偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業の実践の推進
- イ 「人権・部落差別解消推進教育」の充実
 - ・ 「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨に沿った教育活動の充実
- ウ 情報モラル教育の推進

③ 良好なコミュニケーション力の育成

- ア 「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化
- イ 児童生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実
- ウ Q-U調査の結果を生かした良好な人間関係づくりの推進
- エ 人間関係づくりプログラムの全校実施

④ 読書活動の推進

- ア 読書習慣の確立
 - ・ 朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加
 - ・ 司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用
 - ・ 「図書通帳」^{※12}の活用
- イ 学校図書室の充実と活用
 - ・ 蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨
 - ・ 社会教育課の第2次由布市子ども読書活動推進計画との連動

指 標 名	基準値		目標値	
	R1年度		R3年度	R7年度
自己肯定感 自分には良いところがある (当てはまると回答をした割合) (単位 %)	小 83.8	中 78.1	小 85.0 中 80.0	小 90.0 中 83.0
地域との関わり 地域や社会の問題に関心があるか (当てはまると回答をした割合) (単位 %)	小 66.2	中 43.7	小 70.0 中 50.0	小 75.0 中 60.0

* 令和元年度 全国学力学習状況調査および質問紙調査より

* 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため未実施

※12 由布市内の公民館内の図書を借りたデータを、銀行の通帳のように個人が確認できるもの

(4)【3つの資質・能力の育成に向けた体力向上の取組】・・・健やかな体の育成

① 健康教育の推進

- ア 児童生徒の生涯にわたる健康を目指す由布市スクールヘルスアッププロジェクト^{※13}の推進
- イ 健康診断の結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の充実
- ウ むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の継続

② 「食育」の推進

- ア 「食育」に関する事業の展開
 - ・各学校の「食育推進計画」の実践
 - ・栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施
- イ 安全・安心な学校給食の推進（食育に関連した）
 - ・学校給食における衛生管理の徹底
 - ・地産地消の推進



③ 学校体育の充実

- ア 体育の授業の充実
 - ・体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成
 - ・指導者の研修や外部人材の活用
 - ・小学校体育専科教員^{※14}の活用（出前授業等による市全体の授業のレベルアップ）
- イ 体力向上プランの実践
 - ・「一校一実践」による運動の習慣化・日常化に向けた取組の推進
 - ・ラジオ体操の指導
- ウ 部活動に幅広い人材を活用
 - ・部活動指導員^{※15}の充実
 - ・総合型地域スポーツクラブ等と学校が連携したスポーツ環境づくり

指 標 名	基準値		目標値			
	R1年度		R3年度		R7年度	
児童生徒の体力 体力・運動能力調査 (総合評価C以上の児童生徒の割合) (単位 %)	小男	74.8	小男	76.0	小男	78.0
	小女	79.3	小女	80.0	小女	83.0
	中男	83.9	中男	85.0	中男	88.0
	中女	97.3	中女	98.0	中女	98.5
12歳児童生徒の平均むし歯保有数 (単位 本)	小	1.09	小	1.05	小	1.00
* 令和元年度 体力・運動能力調査より						
* 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため未実施						
* 令和2年度 由布市独自調査より						



- ※13 児童生徒の生涯にわたる健康づくりに向けて、特に小児生活習慣病予防を焦点にした取組
- ※14 学校において体育を専門的に指導する教員
- ※15 校長の監督を受け、実技指導や大会、練習試合の引率を行う学校の職員

(5) 幼児教育の充実

① 「由布市幼児教育振興プログラム」の具現化

- ア 教育方針と指標を明確にした幼稚園経営と評価
- イ 園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動
- ウ 特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等）

② 幼稚園教育の充実

- ア 自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実
- イ 小1プロブレムの解消
 - ・ アプローチカリキュラム^{※16}の実施と小学校との連携

③ 子育て支援の推進

- ア 保育園・こども園・幼稚園と小学校の連携の推進
- イ 保育園・こども園・幼稚園・小学校の教職員や保育士の合同研修や交流活動
- ウ 幼児期の終わりまでに育てたい10の姿の保護者との共有

④ 子育て教育相談の推進

- ア 園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談会の開催
- イ 預かり保育の拡充や保育園・こども園との交流会の促進

指 標 名		基準値	目標値	
		R2年度	R3年度	R7年度
幼児教育	小1プロブレムの発生した学級の割合 (単位 %)	6.25 %	0%	0%

* 令和2年度 由布市独自調査より

(6) 由布市型人材育成教育の推進

① 幼・小・中・高を見通した資質・能力の育成

- ア 校種間連携の強化
- イ 連携型中高一貫教育の推進
 - ・ 中高乗り入れ授業、中高合同教科部会を中心とした学力向上の取組の推進
 - ・ 中高合同生徒会、中高合同ボランティアを中心としたリーダー育成の取組の推進
 - ・ 由布高校振興大会等の進路指導部会の取組の推進
- ウ 小・中連携教育の推進
- エ 保・幼・小・こども園連携教育の推進

② 由布学を通した「課題発見力」「情報収集力」「情報発信力」の育成

- ア 幼稚園、小学校低学年の生活科、小・中学校の総合的な学習の時間、由布高校の総合的な探究の時間の連動
- イ 幼・小・中・高で育てたい資質・能力系統表の活用
- ウ 地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習
- エ 地域協育コーディネーターの活用

※16 就学前の子どもたちに対して、小学校入学までに付けたい力を想定し、その習得を目指すためのカリキュラム

- オ 課題探求型の授業（「課題発見」「情報収集」「整理分析」「情報発信」）の推進
- カ 情報発信の場（学習内容を報告、発信する場）の設定
- キ 地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を行える場を設定
- ク 「由布の学び検定」資料の活用
- ケ 「由布の学び検定」受検の推奨



③ 時代のニーズに応じた4技能統合型の外国語教育の推進

- ア 小・中学校にALTを配置し、4技能統合型の授業を展開
- イ 小学校外国語教育推進校、中学校外国語教育推進校による授業公開
- ウ 小学校外国語専科教員、中学校英語科教員、由布高校英語科教員、ALTによる外国語教育推進プロジェクトを中核とした研究の実施
- エ 中学生、由布高校生を対象とした英語技能検定の受検の推進
- オ 由布高校における韓国語・中国語の授業支援

指 標 名	目標値		
	基準値	R3年度	R7年度
中高一貫教育 由布市内からの由布高校進学者数 (単位 人)	61人	75人	90人

* 令和2年度 由布市独自調査より

(7) 特別支援教育の充実

① 特別支援教育についての研修の充実

- ア 教職員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実

② 特別支援教育についての連携の充実

- ア 「個別の教育支援計画^{※17}、個別の指導計画^{※18}」の策定と共有
- イ 就学前・幼稚園・小学校・中学校をつなぐ系統的・継続的な支援の実施
- ウ 由布市相談支援ファイル「スクラム」の活用

③ 「特別支援教育コーディネーター」を中心にした支援体制の確立

- ア 全ての幼稚園・小学校・中学校に特別支援教育コーディネーターの位置づけ
- イ 個別の事案を検討するケース会議の実施

④ 発達障害による困りを抱えている児童生徒への支援

- ア 特別支援員の配置等人的環境整備
 - ・一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施
- イ 教育相談の充実
 - ・特別支援学校のセンター的機能を活用した、巡回教育相談や専門家相談の利用の推進
- ウ スクールソーシャルワーカー^{※19}、スクールカウンセラー^{※20}や指導主事による対応の充実
 - ・各学校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

※17 子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から各種専門機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的視点に立った支援を行う計画

※18 子ども一人ひとりの特性に応じてきめ細かな指導を行うための個別目標、指導内容、方法などを盛り込んだ計画

※19 様々な課題を抱える子ども、家庭に対応するため、医療機関や児童相談所との連携を担う職員

※20 子どもの臨床心理に関して専門的な知識を有し、子どもへのカウンセリングや職員への助言等を行う職員

(8) 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実

① 学校内の教育相談体制の確立

- ア 教育相談コーディネーターを中心とした校内教育相談体制の充実と「チーム学校」による迅速で組織的な対応
- イ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

② 市の教育相談体制の整備、充実

- ア 「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実
- イ 「由布市学校子ども支援センター」の教育相談センター「コスモス」の充実を図り、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援
- ウ 「地域児童生徒支援コーディネーター」による学校の対応に対するアドバイス

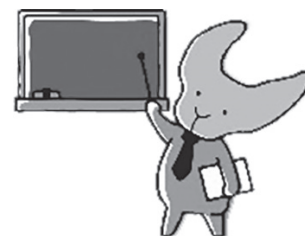
指 標 名			基準値		
			目標値		
			R2年度	R3年度	R7年度
生徒指導	いじめの解消率	(単位 %)	小 91.0	小 93.0	小 95.0
			中 82.4	中 85.0	中 90.0
生徒指導	不登校の出現率	(単位 %)	小 0.28	小 0.25	小 0.20
			中 4.96	中 4.50	中 4.00

* 令和3年度 文科省児童生徒の問題行動調査より
(令和2年度分のいじめ・不登校に関する実態調査)

(9) 時代の要請に応じた教育の推進

① 情報教育の推進

- ア タブレット端末を活用した教育活動の充実
- イ 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成
- ウ 論理的思考力や情報処理能力の育成を目指したプログラミング教育の充実
- エ 個人情報や著作権の保護など情報セキュリティの維持・向上
- オ 不登校や病気療養等により、特別な支援が必要な児童生徒に対する遠隔授業を活用したきめ細かな支援
- カ 個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供
- キ ICTを効果的に活用するためのノウハウの迅速な収集・分析
- ク ICTを活用できる教職員の養成



② 環境教育の充実

- ア 「由布市学校工コ運動」の推進
- イ 各教科等における環境教育の取組の推進

③ 防災教育・安全教育の充実

- ア 非常時の際、学校の作成する防災マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進
- イ 子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの構築
- ウ 災害発生時や感染症に対応した持続的な学校運営の構築

④ がん教育・薬物乱用防止教育等の推進

ア 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成を目指し、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進

⑤ 主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

ア 新しく、時代の要請で特に求められている主権者教育・消費者教育・ESD^{※21}に対する積極的な取組の推進

3 信頼と協働による学校づくりの推進

少子高齢化により社会が激しく変化し、財政難等の課題も深刻化が予想される今、誰かが何とかしてくれるのではなく、自分たちの力で学校や地域を創り上げていくという「当事者」としての意識が、学校にも地域にも求められています。新学習指導要領では、共有した目標に向かって、学校と地域が対等な立場のもとで、相互補完的に連携・協働する「地域とともにある学校づくり」が求められています。

学校は保護者や地域とともに成果と課題を整理し、学校の教育目標を達成していく必要があります。そのためのツールとして、コミュニティ・スクールは非常に有効なツールとなります。今回の見直しでは、コミュニティ・スクールを核とした地域協働型の学校運営を更に推進していきます。

（1）地域とともにある学校づくりの推進

① 情報共有の推進

- ア 学校の情報を広く公開（ガイドラインに沿ったホームページでの発信等）
- イ 学校の様子を公開（学校公開日等）
- ウ 学校評価の公表
- エ 「ゆふポ」を活用した一斉メール送信システムの活用
- オ 勤務時間外の相談等に対応するシステムの構築

② 課題・ビジョンの共有

- ア 学校目標の達成に向けた成果と課題の共有
- イ 学校運営協議会をはじめとした多くの当事者による熟議
- ウ 教育課程の共有



教育委員の学校訪問の様子

③ アクションの共有（協働）

- ア 地域課題の共有（例 由布学における課題設定）
- イ 学校の諸活動への参加
- ウ 地域行事・公民館活動との連動

④ 成功体験の共有

- ア 取組の成果の共有（例 由布学における情報発信）

※21 ESDとはEducation for Sustainable Developmentの略で、持続可能な開発のための教育と訳され、現代社会の問題（気候変動、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する様々な問題）を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指し行う学習・教育活動

(2) 学校職場環境づくりの推進

① 安心・安全・協働の職場体制づくり

- ア 校務支援システムを活用した効率的な学校運営の確立
- イ 感染症対策や働き方改革に対応する外部人材の活用
- ウ 働き方改革を推進するための業務改善の推進
- エ 勤務時間の把握のシステム化による適正な勤務時間管理の徹底
- オ 安心して休める職場環境づくりのため教職員確保に向けた由布市版人材リストの作成

4 安全・安心な教育環境と教育条件の充実

(1) 学校施設の整備・充実

① 学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施

学校施設は未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設です。由布市内の学校施設は第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて多く建設され、それらの建物が一斉に更新時期を迎えつつあり、老朽化対策が重要な課題 となっています。

本市では、学校施設の長寿命化に向け取組を推進しており、令和2年3月に「由布市学校施設長寿命化計画」を策定しました。

学校施設の劣化状況や教育内容・方法への適応状況などを的確に把握し、教育環境に求められる整備内容やその時期を見極めて、適時・適切な整備を計画的に行っていきます。

なお、施設整備については、学校規模適正化との整合を図りながら実施を検討しますが、危険箇所等の対策に緊急を要するものについては優先して実施するものとします。

② 快適な学校環境の整備

快適で心地の良い学習環境で児童生徒が学習できるよう、学校トイレの洋式化やバリアフリー化、特別支援学級の施設整備の充実を図るとともに、子どもの生命を守り、地域の避難所となる安全・安心な教育環境のため、老朽化した空調設備を計画的に更新する等、機能強化を図ります。また、新型コロナウイルスの集団感染を防ぐための対策を引き続き行っていきます。

学校校舎 小学校10校・中学校3校 計13校

多機能トイレの整備状況		スロープ等の整備状況 ※段差なしは整備済とする		エレベーター整備状況 2階建以上（対象全校）	
6校	46%	12校	92%	4校	31%

学校屋内体育館 小学校10校・中学校3校 計13校

多機能トイレの整備状況		スロープ等の整備状況 ※段差なしは整備済とする		エレベーター整備状況 2階建以上（対象2校）	
4校	31%	9校	69%	0校	0%

※バリアフリー化の現状（令和3年4月現在）

③ 学校施設・設備の点検整備

小・中学校及び幼稚園の施設及び設備、遊具等設備の安全性を点検し、必要に応じて修繕・整備を実施し、学校生活における児童・生徒の安全確保に努めます。

④ 子どもたちの登下校等の安全

学校における登下校時の安全を確保するために、「由布市通学路安全推進会議」を充実させ通学路の整備を行い、子どもたちが交通事故に遭わないよう、安全点検、安全管理体制を見直します。

あわせて、防犯上の通学路の安全確認に努め、行政・学校・地域が一体となって子どもたちが安心して登下校できる環境づくりに努めます。

(2) ICTを活用した魅力ある教育環境の整備

新型コロナウイルスの感染拡大による学校教育への影響を踏まえ、GIGAスクール構想は、当初、令和5（2023）年度までに1人1台端末配備の計画でしたが、令和2（2020）年度中の完了を目指すよう前倒しで行われ、本市においても同年度中に、市立小・中学校のすべての児童・生徒に学習者用端末を1人1台配備し、教育活動での活用を開始しています。今後は学校の情報端末等を適切に維持管理し、計画的に更新を進めていきます。

(3) 教育条件の充実

経済的な理由で就学が困難な学生に対し、平等な教育機会を設けるために学資を給付または貸与します。希望する学生が広く対象となることから、由布市・田北奨学会奨学資金制度の広報活動、活用・促進に努めます。また、平成30（2018）年度に新設された条件付返還免除型奨学資金制度の周知にも努め、適正かつ効率的な運営を図ります。

5 学校規模適正化

(1) これまでの規模適正化の取組

挾間町・庄内町・湯布院町が合併した平成17（2005）年度当時、由布市内の学校は、小学校17校、幼稚園10園（うち休園2園）が設置されていました。

由布市教育委員会では、平成19（2007）年6月に由布市立学校教育問題検討委員会の答申で示された、全市的な視点での教育環境の向上のため、また複式学級の解消による教育環境の向上、学校統廃合による教育予算の効率化等をめざし、平成20（2008）年2月に学校規模適正化推進計画を策定しました。

第1期適正化計画では、石城西部小学校、星南小学校、朴木小学校が近隣の小学校と統合しました。平成22（2010）年7月に第2期規模適正化推進計画の実施期間に入り、地域住民や保護者との協議を重ね、平成25（2013）年1月に計画の一部を変更し、平成26（2014）年4月1日に、南庄内小学校と西庄内小学校が統合しました。

また、平成28（2016）年4月1日に大津留小学校が阿南小学校と、湯平小学校が由布院小学校と、それぞれ統合しました。平成29（2017）年度の総合教育会議にて第2期適正化計画の見直しを行い、平成31（2019）年4月1日には阿蘇野小学校が西庄内小学校と統合となりました。

平成19（2007）年の答申から10年が経過し、子どもを取巻く環境が大きく変化してきたことから、令和2（2020）年7月2日に由布市立学校教育問題検討委員会を設置し、由布市立幼稚園・小学校及び中学校の規模及び適正化に関する諮問を行い、審議を重ねていただき令和3（2021）年1月20日に答申を受けました。本委員会において、この答申の趣旨と内容を検討し、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図ることを目的とし、「由布市立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針」（以下「方針」という。）を策定しました。

今後はこの方針に従い、市内の子どもたちの誰もが一定の教育を受けられるように、教育環境の整備に努めます。また、小学校・幼稚園の統廃合による統合先への通学・通園に関する環境を整備します。中学校の遠距離通学生に対しては、スクールバスの運行により引き続き援助を行っていきますが、同時に安全・安心な通学手段を検討していきます。

由布市学校規模適正化推進計画

第1期 計画策定	平成20年2月
第1期計画期間	平成20年度～22年度
一部変更	平成25年1月22日
第2期計画期間（前期）	平成25年度～29年度
一部変更	平成29年11月29日
第2期計画期間（後期）	平成30年度
第3期計画期間（予定）	令和元年度～10年度
基本方針策定	令和3年2月

由布市学校規模適正化推進計画実施年表

期 間		適正化対象校
第1期	平成20年度～22年度	石城西部小学校（平成20年4月1日統廃合） 星南小学校（平成22年4月1日統廃合） 朴木小学校（平成23年4月1日統廃合）
第2期	前期 平成25年度～29年度	南庄内小学校（平成26年4月1日統廃合） 大津留小学校（平成28年4月1日統廃合） 湯平小学校（平成28年4月1日統廃合）
	後期 平成30年度	阿蘇野小学校（平成31年4月1日統廃合）
第3期	令和元年度～令和10年度	川西小学校 塚原小学校
	令和3年度～令和13年度	基本方針策定

※第1期計画対象校は、平成19（2007）年4月時点で全児童数10人以下の小学校。

※第2期・第3期計画対象校は、第1期計画対象校を除く複式学級を有する小学校である。

（2）由布市立幼稚園、小・中学校の規模及び配置の適正化基本方針

国の基準（学校教育法施行規則第41条）では、小学校の学級数は12学級以上18学級下を標準と定めています。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでないとされていることから、本市の基本方針で定められている良好な教育環境を維持するための最小規模は以下のとおりです。

小学校 … 全学級数 6学級（各学年1学級）
中学校 … 全学級数 3学級（各学年1学級）
幼稚園 … 全園児数 5人



iPad を活用した授業風景

第3章 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進

1 社会教育の現状と課題

現代社会では、人々の生活の多様化により住民の要望も複雑化してきており、また、少子高齢化・農村地域の過疎化・地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などが今までよりも早いスピードで進んでいます。また、医療体制の充実や生活水準の向上により、今後は「人生100年時代」の到来が予測されています。

第1期由布市教育振興基本計画では、学ぶための条件整備や人と人がつながる仕組みづくりなどに取り組んできました。地域協育の推進では、従来実施してきた放課後子ども教室や土曜教室に加え、新たに中学生学び応援教室に取り組みました。

第2期計画では、急速に変化していく社会の諸問題に、市民や地域が自らの力で解決できる力を身に付けるために、第1期計画からの学びのための支援・体制づくりを継続して行います。

これまで課題となってきた老朽化する社会教育施設の効果的な管理運営の対策として、平成30年度に庄内公民館を建て替え、令和2年度には湯布院公民館を複合施設として供用開始するなど、計画的な施設整備を推進してきました。

一人ひとりが生涯にわたって身近に学ぶことのできる場の提供と、その中で培った学習成果を発揮できる機会の充実を図り、学びと実践が循環するひとづくり・地域づくりに引き続き取り組んでいきます。

2 学びのための支援・体制づくり

(1) 第4次由布市社会教育振興計画の推進

由布市の社会教育課題の把握とその解決に計画的に取り組むために、令和3年3月に「第4次由布市社会教育振興計画（5ヵ年）」を策定しました。

これまでの計画により進めてきた社会教育活動を持続的な取組としていくために、計画に応じた事業の推進を図るとともに、事業の進捗確認を行います。また、計画中間年においては、社会教育施設等利用者のニーズや社会情勢等の変化に応じた計画の見直しを行います。

(2) 学びのための体制整備

地域社会における生涯学習の普及を図るため、社会教育士（主事）の養成に努めます。

社会教育課題の把握とその解決に計画的な取組を進めていくため、社会教育施設においても、社会教育や生涯学習を推進・支援する専門的な人員を配置します。

(3) 学びのための施設整備

公民館・図書館などの社会教育施設等は、誰もが学びの場として利用できる施設です。社会教育施設の効果的・効率的な活用を進めていくために、施設の利用状況を把握し地域の実情に応じた施設整備に努めます。

また、昨今はコミュニティセンターなど、多面的な付加価値のある施設が求められることから、複合施設の一部機能として公民館運営を行う形態も視野に入れ、市長部局と連携を図りながら協議を行っていきます。

- ① 地区公民館の今後の運営形態に関する協議と検討
- ② 知りたい・学びたいに答えられる図書館を目指した整備検討
- ③ 交流体験施設の運営方法や新たな利活用方法についての調査検討

(4) 自治公民館活動の推進

市内の自治公民館においては、地域によって様々な活動が行われています。そこで、自治公民館の役割を再確認し、地域コミュニティの中心は自治公民館であることを認識してもらい、地域の人繋がる拠点としての活動を行えるよう支援と体制づくりを行っていきます。

また、各町自治公民館連絡協議会の体制を維持しつつ、由布市自治公民館連絡協議会として研修の実施や情報交換の機会を提供することで、自治公民館活動を支援していきます。

- ① 由布市自治公民館連絡協議会の活用（各種研修）
- ② モデル自治公民館の支援
- ③ 自治公民館活動等の支援（補助）

(5) 社会教育関連団体・社会教育支援団体活動支援

社会教育関連団体（PTA・青少年健全育成団体・女性団体等）については、お互いの課題を共有し連携を図りながら、自主的・自発的な活動を展開していけるよう支援を行います。

また、積極的な生涯学習を行っているグループには社会教育支援団体登録を勧め、さらに幅広い学習機会の情報提供と社会教育施設を利用しやすい体制を整えます。

(6) 学習情報の発信

各公民館利用団体の情報や主催講座の概要をまとめた「まなびの情報誌」を作成し、市民の学習活動への参加を促進するよう取り組んでいきます。

また、市報や市のホームページ、SNS等を活用し、社会教育施設等で行う多くの学習情報の発信に努めます。

数値目標（成果指標）			
指 標 名	目標指標		
	基準値 (R2年度)	中間年目標値 (R3年度)	最終目標値 (R7年度)
モデル自治公民館認定数（累計）	2館	3館	6館
社会教育支援団体登録数 (構成員数)	72 (952人)	76 (1,055人)	80 (1,100人)



庄内公民館



湯布院公民館（ゆふいんラックホール）

3 学びと活動の充実

(1) 社会教育施設における学ぶ機会の充実

それぞれのライフステージや様々な社会的課題に応じた講座・教室などを開催し、市民の学習機会の提供に努めます。また、公民館講座後の参加者アンケートなどをおとしたニーズ把握を行い、学べる機会の充実と「学び」と「活動」が循環する仕組みづくりに努めます。

(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供

少子高齢化、情報化、国際化、消費社会化が進み、著しく変化し複雑化していく社会において、自ら試行錯誤しながら問題を解決していく力を養うためには、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」が重要視されています。自然体験や生活体験をとおして、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤や、可能性に挑戦するために必要となる力を育成します。

(3) 地域リーダーの育成

地域活力の維持・向上を図るため、市民が生きがいを持って地域活動に参加することができるよう、まちづくり・地域活性の核となる人材育成を行い、持続的発展に向けた学びを推進します。

また、子ども達の自主・自立活動を支援するために、青少年リーダー研修会や交流会を継続的に実施するとともに、次世代の青少年リーダー育成のために広報・啓発活動に取り組みます。

- ① 地域人材の発掘と活用
- ② 各地域における青少年リーダーの組織化
- ③ 青少年リーダーの育成事業

(4) 地域協育の推進

各中学校区ネットワーク会議を中心として、学校支援・ゆふの寺子屋・家庭教育支援といった活動に取り組む中で、地域・学校・家庭が繋がりがあえる体制を強化します。また、コミュニティ・スクールが市内全校に導入されたことに伴い、各学校との連携を図り、諸課題に応じた学習機会の提供や、地域人材の拡充を促進します。

- ① 地域人材派遣による学校支援活動
- ② ゆふの寺子屋の実施（小学生チャレンジ教室・中学生未来創生塾）
- ③ 家庭教育講座等による子育て中の保護者同士の繋がりのづくり

(5) 人権教育の推進

すべての人々が安心して暮らせる社会を実現していくためには、だれもが相互に人権を尊重し合い、人権の問題を身近なものにとらえていくことが不可欠です。

近年では、インターネットを悪用した人権侵害や部落差別、特定の民族や国籍の人々への差別的行動（ヘイトスピーチ）など、人権に関する問題も複雑化しています。市民それぞれが、部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題にとらえていくために、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」に沿った人権教育と啓発に取り組みます。

また、人権・部落差別解消推進課や関係団体と連携をし、学校教育機関や地域での学習会等の支援を行い、正しい知識を持って差別をなくしていこうとする住民の意識づくりに取り組みます。

(6) 子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動による読書習慣の形成を促進するために、発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりと子どもたちの感性を磨くための多様な図書資料の整備を行います。

また、第2次由布市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）に沿って各種取組を進めて

いくとともに、進捗を確認しながら、計画中間年には検証を行い、必要に応じた見直しを行っていきます。

- ① 読書の楽しさや大切さを広める「子ども司書（読書リーダー）」の養成
- ② 読書活動関係者同士の連携強化
- ③ 読み聞かせの大切さや方法を学ぶ機会の提供
- ④ ボランティアグループによる図書館・学校等での読み聞かせ推進
- ⑤ 読書活動推進のための広報活動や図書通帳発行などによる読書環境整備

数値目標（成果指標）			
指 標 名	目標指標		
	基準値 (R2年度)	中間年目標値 (R3年度)	最終目標値 (R7年度)
地域協育事業の取り組みに参加する 地域住民の数（延べ人数）	2,493人	3,500人	3,700人
青少年リーダー育成数	28人	30人	35人
1ヶ月に3冊以上本を読む児童生徒の割合 上段：小5 下段：中2	85.8% 47.1%	80.2% 52.9%	83.4% 65.0%



土曜教室（親子クッキング）



司書による朗読会

4 文化の薫るふるさとづくり

（1）文化財・伝統文化の保存と継承

由布市は、国指定文化財4件、県指定文化財20件、市指定文化財57件という重要な文化財を有しています。

文化財は市民共有の財産であるという認識を持ち、次の世代へ伝えていくために「由布市文化財保存活用計画」を策定し、由布市の文化財の保存・活用に努めます。また、由布市の民俗文化財などの理解を深める拠点となる歴史民俗資料館移転・建設のための調査・研究を行います。

埋蔵文化財については、開発行為による土木工事等が計画されている場合、事業者と協議を行い情報の収集に努めます。また、文化財包蔵地においては、必要に応じ試掘・発掘調査を行い、遺跡の保存に努めます。

- ① 文化財の選定・指定・登録
- ② 文化財パトロールの実施
- ③ 文化財案内板の整備
- ④ 歴史民俗資料館移転・建設のための調査・研究
- ⑤ 埋蔵文化財の保存
- ⑥ 「木綿の山通信」による文化財等の情報発信

(2) 学習機会の提供

文化財に限らず由布市の自然、歴史、地域文化、まちづくり等を学ぶ学習機会を提供し、自分たちふるさとへの愛着と誇りを持つ人材の育成に努めるとともに、多くの人が文化財に触れる機会を増やし、親しみを持つことができるよう取組を進めてきました。

また、「由布学^{※22}」の推進とあわせて、子どもたちが学習してきたことを試せる場として「由布の学び検定」を実施し、故郷を誇りに思う心情の育成を目指します。

- ① 小学校等における地域学習（出前授業）の実施
- ② ふるさと探検部の実施

(3) 芸術・文化活動への支援

市内に所在する各種団体に対する活動支援や活動機会等の情報提供を行い、発展・継続的支援を行います。

- ① 芸術・文化活動等を行う団体への支援（補助）
- ② 活動団体への各種情報提供

数値目標（成果指標）			
指 標 名	目標指標		
	基準値 (R2年度)	中間年目標値 (R3年度)	最終目標値 (R7年度)
指定文化財案内板・説明板等の設置数	53基	56基	62基
由布の学び検定の受検者数	28人	60人	80人
資料館、学校等での出前講座の回数	4回	5回	7回



廣徳渠碑（湯布院）

令和2年度に市の文化財に指定。文政12(1829)年に完成した廣徳井路を記念するため、天保13(1842)年に建立された。碑文は豊後三賢の一人、帆足万里による流麗な漢文と漢詩からなり、同三賢の廣瀬淡窓は旅の途中でこの碑文を読み、大変感動したといわれている。

～碑文抜粋～

並柳村の庄屋 溝口氏は飢饉に苦しむ村人を救うため、白滝川の上流から井路を引こうと決意した。村人と何度も相談し、説得して全員の同意を得、藩に工事の許可を願い出た。藩はこれを認め、多額の補助を出した。また、豪商も物品の寄付をし、工事を援助した。難工事となったが6,000人余の協力があり完工。溝口氏は「この水路は多くの人の知恵と善意と努力が集まってできた」とし、廣徳井路と名付けた。

※22 本基本計画17ページを参照

第4章 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして

1 スポーツ振興の現状と課題

スポーツは、青少年の健全育成や地域間の交流、世代間の交流の場所づくりと心身の健康保持・体力の向上、疾病予防のための健康づくりなど多面的な役割を担っており、市民生活に大きな影響を与えます。市内には、スポーツ活動に取り組む関係団体である総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会、スポーツ協会が各種スポーツ大会や教室を開催し、スポーツ・レクリエーション活動が行われています。

近年では、「競技スポーツ」とは別に、「ニュースポーツ（軽スポーツ・やわらかいスポーツ）」と呼ばれる、幅広い年齢層や障がい者等の参加が可能なスポーツも広く知られるようになり、本市でも各スポーツ団体を通して、ニュースポーツの普及に努めています。

すべての市民が、関心、目的、体力、健康の状態に応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるように環境の整備やスポーツイベントの充実を更に図っていく必要があります。

2 方向性と取組

スポーツ・レクリエーション活動は、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が仲間との交流、健康増進など多様な目的でスポーツ・レクリエーション活動に参加することで、生きがい、楽しさ、喜びを感じ、生活の豊かさを享受することができます。

本市では、スポーツ・レクリエーション活動に参加する人口の拡大を目指し、運動習慣の定着を図り、市民が生涯に渡って健康で充実した生活を送ることができるよう、次の6つの基本目標を掲げ、施策の展開を図っていきます。

しかしながら、2020年は新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、全国においてスポーツイベントや合宿等が相次いで中止・延期となり、本市でも新型コロナウイルス感染症の影響を受け、スポーツ関連施設の利用者が大幅に減少しました。

本市では、2021年4月に湯布院地域において聖火リレーが行われ、その後、東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。自国で開催された世界的国際大会を契機に、市民がスポーツに関心を抱き、市内のスポーツ施設を利用する機会がより増えるよう、「競技スポーツ」・「ニュースポーツ（軽スポーツ・やわらかいスポーツ）」の普及により一層努めます。

■目標指標

指 標 名	数値目標（成果指標）		
	目標指標		
	基準値 (R2年度)	中間年目標値 (R3年度)	最終目標値 (R7年度)
市内スポーツ施設の 総利用者数（人）	195,226	196,000	218,000

【参考】

H29年度：262,865人 H30年度：283,099人 H31（R1）年度：257,668人

(1) スポーツ関連施設の整備・充実

本市のスポーツ関連施設の多くが築30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症まん延以前は一定の利用率を維持しております。市民の健康体力づくり、生涯スポーツの推進を図るうえからも、利用者が安全に施設を利用できるよう個別調査に基づき、必要性、緊急性を考慮しながら公共施設等総合管理計画に沿って施設の整備、適正化を進めます。

(2) スポーツ団体の育成

① 総合型スポーツクラブ

市民が身近に地域でスポーツに親しむことのできる環境として、「挾間地域」「庄内地域」「湯布院地域」に総合型スポーツクラブ（表1）が設立されています。子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する（多種目）、初心者から競技者までそれぞれの志向・レベル（多志向）という特徴を持っており、地域の実情に合ったスポーツ教室や体験教室、競技大会、交流活動が行われています。

本市では、これからも安定した総合型スポーツクラブの運営が出来るよう、スポーツクラブへの加入促進、中学校の部活動等との連携も視野に入れながら、各スポーツクラブとの連携を図っていきます。

(表1) 各地域の総合型地域スポーツクラブ

地 域	名 称	設立年月
挾 間	スポーツクラブHASAMA	平成26年3月
庄 内	みことスマイルインクラブ	平成22年3月
湯布院	NPO法人ゆふいんチャレンジクラブ	平成22年3月

■目標指標

数値目標（成果指標）			
指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (R2年度)	中間年目標値 (R3年度)	最終目標値 (R7年度)
総合型地域スポーツクラブ の総会員数（人）	582	590	630



総合型スポーツクラブに所属するみなさん（なぎなた）



救命救急法を学ぶスポーツクラブ指導者

② スポーツ少年団

スポーツ活動を通じて、青少年の健全育成を目的として地域にスポーツ少年団が構成されています。子どもの体力を向上させることは、次代を担う人づくりにも大きく寄与するものと考えられ、幼児期や学童期に日常的に体を動かし、運動の習慣化を図り運動嫌いをなくす取り組みが必要です。また、優れた指導者を養成するため各種講習会や研修会への参加を促し、保護者に対しては、家庭内での子どもの体力づくりや健康管理に関する意識の向上を図ります。



由布市スポーツ少年団入団式の様子

由布市スポーツ少年団員の過去の推移（人）		
H30年度	R1年度	R2年度
445	433	352

③ スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員は、スポーツ活動を推進するため、市民へスポーツの実技指導や助言を行い、スポーツについての理解を深めることや新しいスポーツの紹介、普及に努める役割を担っています。

スポーツ推進委員の先進的な取り組みは、市民のスポーツ活動の牽引役となることから、競技者の資質の向上を図るため、各種講習会・研修会への積極的な参加を促します。



由布市スポーツ推進委員
ディスクゴルフ研修会（軽スポーツ研修）

（3）スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツは精神的充足感や楽しさ、喜びをもたらし、心身の健全な発達を促すとともに地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

ライフステージが上がるにつれ、スポーツ活動への参加が減少する傾向があるため、時間や場所を工夫した取り組みが出来る環境の整備が必要です。

また、高齢者の生きがいつくりの観点から、スポーツの果たす役割も大きく、その効果として健康増進、健康寿命の延伸が期待されています。

本市では平成25年度から「健康立市」として、健康マイレージ事業による健康イベントの推進、地域、職場、学校におけるラジオ体操の普及を図るなど、市民みんなが取り組むことのできる事業を実施しています。

また、「ニュースポーツ（軽スポーツ・やわらかいスポーツ）」の普及により、子どもから高齢者まで幅広い世代がスポーツに触れる機会も増えています。

今後も「健康立市」のスローガンのもと、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」に向けてスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

（4）合宿の誘致

宿泊施設を有する湯布院スポーツセンターは、人工芝競技場（第2競技場）、陸上競技場、第1競技場、体育館、ジョギングコースを備えており、設備は充実しています。

本施設は大分県内外の団体による合宿等での利用があり、教育・スポーツ・研修等の幅広い合宿誘致活動を推進します。



湯布院スポーツセンターラグビー合宿風景

(5) スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進

各地域で実施されているスポーツ大会は、スポーツを始めるきっかけづくり、参加者相互の交流の場、地域の融和と活性化づくりとしての役割を担っているため、各種スポーツ大会が継続して実施できるよう推進します。

市のスポーツ大会は各地域の市民が交流できる場であるため、開催日・競技種目を検討しながらスポーツに親しむイベントとして内容の充実を図ります。

(6) 競技スポーツの振興

オリンピック・パラリンピック等の国際大会及び国民スポーツ大会^{※23}・県民スポーツ大会^{※24}での由布市出身選手の活躍は、市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの興味・関心を高め、郷土愛を生み出すなど、活力ある健全な社会の形成につながるものです。

国民スポーツ大会等の国内大会をはじめ、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会で活躍できる選手の発掘、育成強化に向けて、大分県・スポーツ協会・学校・競技団体との連携を図り、競技力の向上、トップアスリートの支援を引き続き行います。

選手や指導者の士気高揚を図るため、トップアスリートやトップ指導者を招聘して、レベルの高い競技スポーツを近くで体感できる機会をつくり、競技力の向上に努めます。



ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会

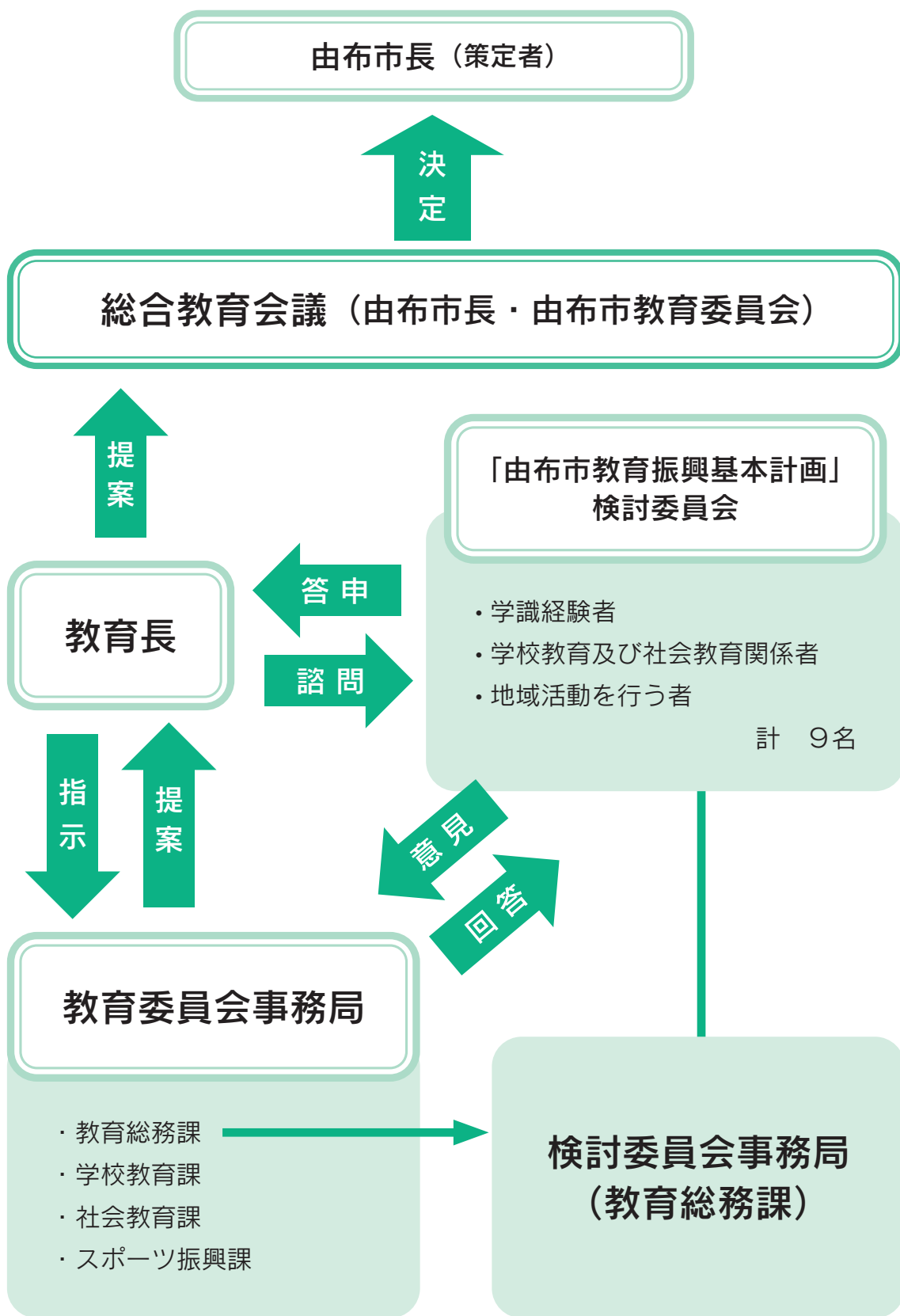
※23 国民体育大会は、2023年に国民スポーツ大会へ名称変更されます。

※24 県民体育大会は、2022年に県民スポーツ大会へ名称変更される予定です。

資料編

- 1 由布市教育振興基本計画策定体制図
- 2 第2期由布市教育振興基本計画策定経過
- 3 「由布市教育振興基本計画」検討委員会設置要綱
- 4 「由布市教育振興基本計画」検討委員会委員名簿
- 5 由布市教育委員会委員名簿
- 6 記録画像

1 由布市教育振興基本計画策定体制図



2 第2期由布市教育振興基本計画策定経過

平成30年 6月15日	● 第3期教育振興基本計画閣議決定
平成30年 8月29日	● 由布市教育長が「第2期由布市教育振興基本計画」検討委員会に諮問
平成30年12月14日	● 「第2期由布市教育振興基本計画」検討委員会答申
平成31年 4月 1日	● 第2期由布市教育振興基本計画「『G・E・N・K・I』ビジョン」施行
令和 3年 4月21日	● 「第2期由布市教育振興基本計画」（中間見直し）作業部会を市教委事務局内に設置し、第1回作業部会を開催 ● 計画策定に着手
令和 3年 6月30日	● 第2回「第2期由布市教育振興基本計画」（中間見直し）作業部会
令和 3年 8月27日	● 教育長が第2期由布市教育振興基本計画検討委員会に諮問 ● 第1回検討委員会 （審議内容） 1 検討委員会設置要領について 2 検討委員会のスケジュールについて 3 委員の委嘱及び委員長・副委員長の選出 4 計画の検討（第1部基本理念第1章・第2章・第3章 第2部基本計画・第1章・第3章・第4章）
令和 3年 9月22日	● 第2回検討委員会 （審議内容） 1 計画の検討（第2部基本計画第2章） 2 パブリックコメントについて
令和 3年10月 4日 11月 2日	● パブリックコメントによる意見募集を実施
令和 3年11月11日	● 第3回検討委員会 （審議内容） 1 パブリックコメント意見集約 2 答申の検討 ● 検討委員会委員長が教育長に「第2期由布市教育振興基本計画」（中間見直し）を答申 ● 検討委員会委員の解任
令和 3年11月11日	● 第3回「第2期由布市教育振興基本計画」（中間見直し）作業部会
令和 3年11月16日	総合教育会議 「第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）」説明
令和 4年 4月 1日	● 「第2期由布市教育振興基本計画「『G・E・N・K・I』ビジョン」（中間見直し）施行

3 「由布市教育振興基本計画」検討委員会設置要綱

平成26年3月25日

教育委員会訓令第1号

改正 令和2年12月21日教委訓令第10号

(設置)

第1条 「由布市教育振興基本計画」(教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づき、本市における教育の振興のための施策の基本的な計画をいう。以下同じ。)を策定するにあたり、由布市住民自治基本条例(平成21年条例第39号)第22条第1項に規定する適切かつ効果的な市民参加を実現するため、由布市教育委員会に「由布市教育振興基本計画」検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、教育長の諮問に応じて「由布市教育振興基本計画」について重要な事項を審議し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、10人以下をもって組織し、次に掲げる者のうちから、前条で定める諮問の都度、教育長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 教育学に関する大学教授等の学識経験者
- (2) 本市の学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 地域活動を行う者
- (4) その他教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会には、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(謝金)

第7条 委員が前条で定める会議に出席したときは、これについての謝金を支払う。

2 謝金の額は、第3条第1号に基づいて委嘱された委員に対しては、1回の出席につき12,000円とし、それ以外の委員に対しては、1回の出席につき3,800円とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、由布市教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月21日教委訓令第10号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

写

(公印省略)

由教総第 0827001 号
令和 3 年 8 月 27 日

由布市教育振興基本計画検討委員会
委員長 山崎 清男 様

由布市教育委員会
教育長 加藤 淳一

「第 2 期由布市教育振興基本計画」中間見直しについて（諮問）

諮 問

1 諮問理由

由布市教育委員会では、平成 31 年度に教育基本法第 17 条第 2 項に基づく本市の教育の振興のための施策として平成 31 年度から令和 7 年度を計画年とする「第 2 期由布市教育振興基本計画」を策定しています。

しかしながら、今日の社会状況において教育の果たす役割の重要性が一段と高まってきていることから、計画前半期での取組みの評価と社会情勢の変化を踏まえ、令和 4 年度から令和 7 年度までの計画後半期に向けて中間見直しをすることとし、本市教育委員会に「由布市教育振興基本計画検討委員会」を設置し、有識者の皆様の御意見を申し上げます。

2 諮問内容

急激な人口減少や少子化、高齢化、高度情報化の進展など、社会情勢が大きく変化するなかで、市民一人ひとりが主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を創り出していく事が求められています。こうしたことから、来るべき未来の教育像を見据え、社会環境や生活様式の変化なども念頭に置き、本市における教育の方向性を示し、郷土の歴史や文化を誇りに思い、地域の発展を支える人材の育成を目的とし、第 2 期由布市教育振興基本計画を見直し、教育施策の総合的・計画的な推進のため有識者の皆様のご意見を頂きたく、貴委員会に諮問致します。

写

令和 3 年 11 月 11 日

由布市教育委員会
教育長 加藤 淳一 様

由布市教育振興基本計画検討委員会
委員長 山崎 清男

第 2 期由布市教育振興基本計画（中間見直し）について（答申）

令和 3 年 8 月 2 日付け、由教総第 0802001 号で諮問された「第 2 期由布市教育振興基本計画（中間見直し）」について、慎重に審議した結果、別紙のとおりまとめましたので、由布市教育振興基本計画検討委員会設置要領第 2 条の規定に基づき答申します。

○計画の策定のための基本的な考え方

今日、我が国の教育を取り巻く状況は、科学技術の進歩や情報化、国際化、少子・高齢化、核家族化などにより、急激に変化してきています。このような中、教育は学校だけでなく家庭や地域社会など、いろいろな分野の教育力が重要となっています。

検討委員会では、確かな学力、豊かな心、健やかな体など基本的な資質・能力を育む学校教育や家庭・地域での教育の在り方、幼児から高齢者までの生涯学習や、文化・スポーツなどの振興を大切な課題としました。そして、未来を担う子どもたちの教育については、「未来への投資」の精神のもと、市全体で取り組むべきだと考えました。

この第 2 期由布市教育振興基本計画（中間見直し）に基づき、市民の期待に応え、明るい由布市の将来を切りひらく教育施策を推進されるよう期待しています。

4 「由布市教育振興基本計画」検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委 員	山 崎 清 男	国立大学法人大分大学名誉教授
委 員	若 林 剛	大分県立由布高等学校校長
委 員	清 水 聡	由布市小学校校長会長 (挾間小学校校長)
委 員	首 藤 茂	由布市中学校校長会長 (庄内中学校校長)
委 員	猪 野 典 子	由布市立幼稚園園長代表 (挾間幼稚園園長)
委 員	梅 野 勝 市	社会教育委員会委員長
委 員	渡 邊 雄 次	スポーツ推進委員協議会会長
委 員	馬見塚 重 利	元 由布市自治委員会長 (挾間地域自治委員長)
委 員	柳 井 健太郎	由布市P T A連合会長 (湯布院中学校P T A会長)

(任期：令和3年8月27日～令和3年11月11日)

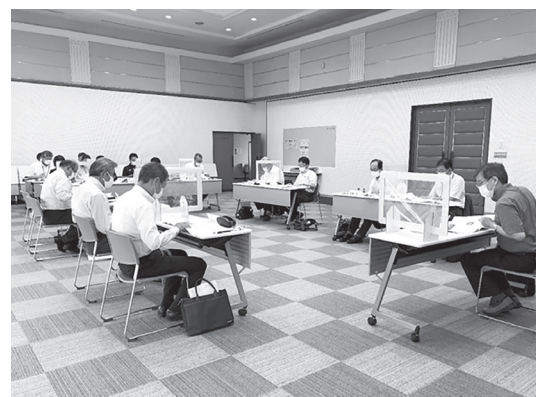
5 由布市教育委員会委員名簿 (令和3年11月18日現在)

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	加 藤 淳 一	
教育長職務代理者	渡 邊 真由美	
委 員	佐 藤 式 男	
委 員	八 川 徹	
委 員	下 村 未 央	(保護者代表)

6 記録画像



教育長(左)から山崎委員長に諮問



検討委員会の様子